

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	予防接種に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

熊本市長

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

令和6年3月25日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報

(別添1) 事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IV その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務			
	<p>【事務全体の概要】 予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行う。</p> <p>【具体的な内容】 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務に使用する。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務 対象者への接種勧奨、個別通知、医療機関での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管、統計処理を行う。</p> <p>②予防接種の給付の支給に関する事務 ・予防接種による健康被害が発生した場合の健康被害者からの申請受付、申請内容の調査、健康被害調査委員会への諮問、厚生労働省への進達、厚生労働省における審議結果の健康被害者へ通知を行う。 ・予防接種を原因とする健康被害の対象者に対し、医療費・医療手当・障害児養育年金・障害年金・死亡した場合の補償・葬祭料・介護加算の給付を行う。医療費の給付に関しては、健康保険等の適用の状況を確認する必要があり、本人の同意の上で調査する。障害児養育年金・障害年金の給付額の決定に関しては、特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当、福祉手当、障害基礎年金を受ける者はその一部が控除されるため、本人の同意の上で、給付額を調査する。死亡した場合の補償に関しては、予防接種により死亡した者が生計維持者かどうかの確認のため、所得状況を請求者(遺族)の同意の上で調査する。</p> <p>③予防接種の実費の徴収に関する事務 一部の予防接種で自己負担分として、実費の徴収を実施するが、市民税非課税世帯に属する者は、自己負担の免除対象となる。非課税世帯かどうかを確認するため、市民税の課税状況を本人の同意の上で調査する。</p> <p><公金受取口座情報の照会・取得> 予防接種を原因とする健康被害の対象者に対し医療費・医療手当・障害児養育年金・障害年金・死亡した場合の補償・葬祭料・介護加算の給付を行う際、公的給付支給等口座(以下「公金受取口座」という。)の利用申請があった場合、本人の同意の上で調査する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等の登録、管理を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>			
②事務の内容 ※				
③対象人数	[30万人以上]		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上</p>	<p style="text-align: right;">2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	予防接種管理システム
②システムの機能	<p>【1.総合検索】 個人情報を検索し、情報参照・更新する。</p> <p>【2.画面登録】 予防接種の接種情報を個人台帳に登録する。</p> <p>【3.未接種者データ出力】 予防接種の対象者をCSV出力する。</p> <p>【4.OCR】 予診票に記入された情報の読み込み、編集(修正・削除)、登録を行う。</p> <p>【5.帳票印刷】 条件を指定することにより、該当するデータを帳票に出力する。</p> <p>【6.簡易統計】 任意の条件で統計を行い、グラフ表示や統計表を作成する。</p> <p>【7.データ出力】 任意の条件を設定し、各種データ出力ファイルを作成する。</p> <p>【8.予診票の交付】 住基情報及び過去の接種履歴を用いて予診票の作成・発行処理を行う。</p> <p>【9.接種勧奨】 過去の接種履歴等から未接種者への接種勧奨を行うための宛名ラベル等を出力する機能。</p> <p>【10.住基等異動情報の連携】 住基情報の各異動データの連携処理を行い、接種対象者の情報の正確性を保つ機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (母子保健システム(同一システム))</p>

システム2~5

システム2

①システムの名称	府内連携システム
②システムの機能	<p>業務システム連携機能 :既存住基、税務、保険、福祉、保健福祉、団体内統合宛名システム等の業務情報を連携する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (保険システム、福祉システム、保健福祉システム)</p>

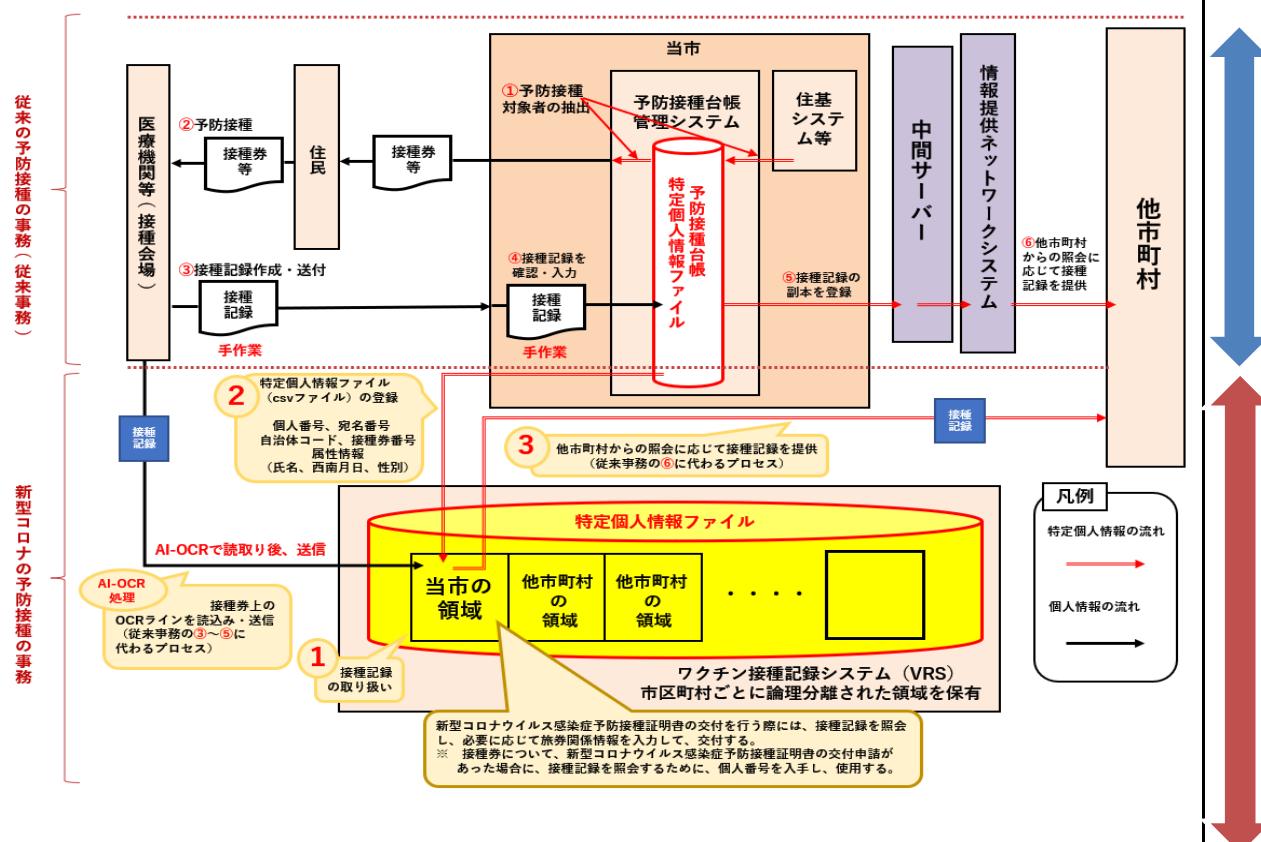
システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(宛名システム等と同等)
②システムの機能	<p>1. 団体内統合宛名管理機能 　・団体内統合宛名番号と既存業務システム等の宛名情報を紐付けて管理する。 　・団体内統合宛名番号と個人番号の関連に不整合がないかのチェックを日々行い、確認リストを output する。</p> <p>2. 団体内統合宛名付番機能 　・個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内統合宛名番号の付番を行う。</p> <p>3. 中間サーバー連携機能 　・中間サーバーへの情報提供及び情報照会を行う。 　・既存業務システム等の情報照会に係る中間サーバーとのオンラインデータ連携及びオフラインデータ連携用の媒体作成を行う。</p> <p>4. アクセス権限管理機能 　ユーザ単位でアクセス権限を付与し、不必要的情報へのアクセス制御を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (中間サーバー)</p>
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>①符号管理機能: 　情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>②情報照会機能: 　情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>③情報提供機能: 　情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>④既存システム接続機能: 　中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能: 　特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能: 　特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>⑦データ送受信機能: 　中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能: 　セキュリティを管理するための機能。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能: 　中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>⑩システム管理機能: 　バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム5	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム6~10	
システム11~15	
システム16~20	
3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種履歴ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の対象者及び接種履歴を正確に把握し、適正な管理を行うため。 ・転入前の自治体での市民税の課税状況を確認し、適正な実費徴収を行うため。
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークシステムを介して、個人番号を利用して他自治体等と予防接種実施に関する情報連携することにより、転入転出時等における接種実施状況を把握し、転入者を含む未接種者に対して接種勧奨が可能となり、当該疾病の発生及び蔓延を防止できる。 ・情報提供ネットワークシステムを介して、転入前の自治体の地方税関係情報を照会することにより、自己負担免除の手続き簡素化及び申請者(接種希望者)の負担軽減につながる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項、別表第1の10の項、93の2の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する] <選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 【情報提供の根拠】 番号法別表第2の16の2の項、16の3の項、115の2の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 【情報照会の根拠】 番号法別表第2の16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局保健衛生部感染症対策課
②所属長の役職名	感染症対策課長
8. 他の評価実施機関	
-	

(別添1) 事務の内容

従来の予防接種事務では、①～④の流れで予防接種台帳に接種記録が登録され、⑤～⑥の流れで他市町村に接種記録が提供される。③～④は手作業の場合もあり、予防接種台帳に接種記録が反映されるまで2～3か月を要し、逐次把握が困難。そのため、新型コロナの予防接種事務では、② → AI-OCR 处理 → ③ の作業を行うことで、接種記録の逐次把握を実現する。

また、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、接種記録を照会し、交付する。



II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名			
予防接種履歴ファイル			
2. 基本情報			
①ファイルの種類 ※	[<input type="checkbox"/> システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	熊本市の区域内に居住する者で市の予防接種を受ける者		
④記録される項目	[<input type="checkbox"/> 10項目以上50項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input checked="" type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input checked="" type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (予防接種関係情報) 		
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報(内部番号): 対象者を正確に特定し、府内他事務のシステムと必要な情報を連携するために必要である。 ・4情報(氏名、性別、生年月日、住所): 個人を特定するため。予診票に記載された情報と突合するため。予防接種の接種勧奨に使用するため。 ・その他住民票関係情報、地方税関係情報、健康・医療関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報: 予防接種健康被害救済制度に基づく給付の請求に対する決定を適正に行うため。 ・地方税関係情報: 実費に係る自己負担の有無を決定するため。 ・予防接種関係情報: 予防接種記録の管理のため。 		
全ての記録項目	別添2を参照。		
⑤保有開始日	平成27年12月		
⑥事務担当部署	健康福祉局保健衛生部感染症対策課		

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	<p>[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 (地域政策課、市民税課、国保年金課、介護保険課、障がい保健福祉課) [○] 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) [] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [] 民間事業者 () [○] その他 (予防接種実施医療機関、医療保険者)</p>
②入手方法	<p>[○] 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))</p>
③入手の時期・頻度	<p>1 識別情報:隨時(変更時等) 2 連絡先等情報:隨時(変更時等) 3 業務関係情報 ・健康・医療関係情報:隨時(予防接種実施時点) ・地方税関係情報、健康・医療関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報:隨時(健康被害に係る給付の申請時点) ・地方税関係情報:隨時(市民税の課税状況調査に関する同意書提出時点) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であつて接種記録の照会が必要になる都度</p>
④入手に係る妥当性	<p>・予防接種履歴の管理を適正に行うために、予防接種の実施に係る情報収集を行う必要がある。 ・健康被害に係る給付を適正に行うために、保険給付の支給及び障害基礎年金の支給等に係る情報が必要である。 ・予防接種の実費の徴収を適正に行うために、地方税関係情報の確認が必要である。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。</p>
⑤本人への明示	<p>・本人から入手する場合、口頭もしくは書面で使用目的を明示している。 ・庁内連携システムや情報提供ネットワークシステムを通じて入手する場合、口頭もしくは書面で使用目的を明示している。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。</p>

⑥使用目的 ※		予防接種記録の保管・管理、定期予防接種の接種対象者・未接種者に対する接種勧奨、実費の徴収に係る自己負担の有無の決定、予防接種健康被害救済制度に基づく給付額の決定
変更の妥当性		一
⑦使用の主体	使用部署 ※	健康福祉局保健衛生部感染症対策課
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		<p>①予防接種記録の保管・管理:医療機関等からの接種情報を登録する。</p> <p>②接種対象者に対する接種勧奨:接種対象者の情報を抽出し、接種勧奨を行う。</p> <p>③未接種者に対する接種勧奨:接種履歴に基づき、接種対象者の中で未接種の者の情報を抽出し、接種勧奨を行う。</p> <p>④実費徴収の有無の確認:本人等の申請に基づき、地方税関係情報を確認し、B類予防接種の非課税世帯の者に、自己負担額免除の予診票を発行する。</p> <p>⑤予防接種健康被害救済制度に基づく給付金算定:健康保険等の適用の状況、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当、障害基礎年金等の額の確認を行って、医療費・医療手当・障害児養育年金・障害年金・死亡一時金・遺族年金・遺族一時金・葬祭料・介護加算の額の算定を行う。</p> <p>⑥公金受取口座情報の取得:公金受取口座の利用申請があった場合、公金受取口座情報を照会・取得する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。
情報の突合 ※	<p>・法令等に基づいた適正な予防接種の実施が行われているか、予防接種実施医療機関からの請求が適正であるかを確認するため、医療機関等から提出された予防接種予診票内の予防接種情報をOCRで読み込み、識別番号(健管番号)にてシステム内の4情報及び住民票関係情報と突合する。【①】</p> <p>・適正な接種勧奨を行うため、システム内の4情報と接種履歴を突合する。【③】</p> <p>・非課税世帯であるかの確認のため、本人等からの申請に基づき、システム内の4情報及び住民票関係情報と地方税関係情報を突合する。【④】</p> <p>・被接種者本人又は保護者等からの申請に基づき、申請に係る事実についての審査のため、システム内の4情報及び住民票関係情報とシステム内の接種記録を突合する。また、保険の適用状況や手当・年金等の支給・公金受取口座情報については、府内連携システムや情報提供ネットワークシステムを介して得た医療に関する給付の支給に関する情報や手当等の支給に関する情報と突合する。【⑤・⑥】</p>	
	情報の統計分析 ※	特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与える決定 ※	権利利益に影響を与える決定(行政処分)は行わない。
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> (5) 件 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項①	予防接種管理システムの保守・運用
②委託内容	システム等のパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリング等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等、遠隔地保管情報の媒体作成、システム監視・通報等。
③取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
その妥当性	システム運用のための作業であり、システムの運用は専門知識が必要なため
④委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑥委託先名	富士通Japan株式会社 熊本支社
⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法 再委託申請書及び関係書類を提出させ、審査の後、書面により許諾通知を行っている。 委託先の義務と同等の義務を再委託先に負わせることを、再委託する場合の遵守事項として定めており、そのことが確認できる書類の写し等を提出させることにより審査している。
	⑨再委託事項 職員からの問い合わせに対する二次受付での各種調査、ジョブスケジューリング等のシステム運用作業補助、保守対応におけるシステム改修作業等に業務を限定する。

委託事項2～5	
委託事項2	団体内統合宛名システム等の運用
①委託内容	団体内統合宛名システム等のジョブスケジューリング等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等、遠隔地保管情報の媒体作成、システム監視・通報等。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p>〔 特定個人情報ファイルの全体 〕</p> <p>〔選択肢〕 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数	<p>〔 10万人以上100万人未満 〕</p> <p>〔選択肢〕 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
その妥当性	システムの運用に当たっては、当該システムの構造等を熟知しているとともに、プログラミング等の高度な専門知識が必要であるため、本市の職員で対応することは困難である。なお、団体内統合宛名番号とマイナンバーの関連付けを行うシステムの運用を委託するため、マイナンバーを取得した全員を委託業務の対象とする必要がある。
③委託先における取扱者数	<p>〔 10人以上50人未満 〕</p> <p>〔選択肢〕 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には契約結果として熊本市ホームページにて公表している。
⑥委託先名	株式会社 熊本計算センター
再委託	<p>⑦再委託の有無 ※</p> <p>〔 再委託しない 〕</p> <p>〔選択肢〕 1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法
	⑨再委託事項

委託事項3		府内連携システム及び団体内統合宛名システムの保守	
①委託内容	システムの問い合わせに対する調査・対応、作業指示に基づくデータ修正作業等及び法改正等に伴う対応作業等		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p>[特定個人情報ファイルの全体]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>		
対象となる本人の数	<p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様		
その妥当性	システムの保守に当たっては、当該システムの構造等を熟知しているとともに、プログラミング等の高度な専門知識が必要であるため、本市の職員で対応することは困難である。なお、特定個人情報の連携、また団体内統合宛名番号とマイナンバーの関連付けを行うシステムの保守を委託するため、マイナンバーを取得した全員を委託業務の対象とする必要がある。		
③委託先における取扱者数	<p>[10人以上50人未満]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>		
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>		
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際に契約結果を市ホームページにて公表している。		
⑥委託先名	日本電気株式会社 熊本支店		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p>[<input type="checkbox"/> 再委託する]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>	
	⑧再委託の許諾方法	再委託申請書及び関係書類を提出させ、審査の後、書面により許諾通知を行っている。 委託先の義務と同等の義務を再委託先に負わせることを、再委託する場合の遵守事項として定めており、そのことが確認できる書類の写し等を提出させることにより審査している。	
	⑨再委託事項	府内連携システム及び団体内統合宛名システム等の保守に係る作業	

委託事項4		予防接種証明書の交付及びシステム入力処理業務											
①委託内容		予防接種証明書の交付及びシステム入力処理業務											
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの全体]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px;">[10万人以上100万人未満]</td> <td style="padding: 5px;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="padding: 5px;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">「2. ③対象となる本人の範囲」と同様</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その妥当性</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">予防接種証明書発行業務に必要なため、全てのシステム登録者が取り扱いの範囲となる。</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢>			1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様		その妥当性	予防接種証明書発行業務に必要なため、全てのシステム登録者が取り扱いの範囲となる。	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢>											
		1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上											
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様												
その妥当性	予防接種証明書発行業務に必要なため、全てのシステム登録者が取り扱いの範囲となる。												
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>											
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (ワクチン接種記録システム内での参照・利用のみ)</p>											
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際に契約結果を市ホームページにて公表している。											
⑥委託先名		日本トータルテレマーケティング 株式会社											
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[再委託しない]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>											
	⑧再委託の許諾方法												
	⑨再委託事項												

委託事項5		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等						
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等 ※国が主体となって契約されており、本市はその契約を前提として、確認事項に同意しているものである						
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px;">[10万人以上100万人未満]</td> <td style="padding: 5px;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="padding: 5px;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢>			1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢>						
		1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td style="padding: 5px;">予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者</td> </tr> </table>		対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者					
対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">その妥当性</td> <td style="padding: 5px;">ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。</td> </tr> </table>		その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。					
その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。							
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>						
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体))</p>						
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。						
⑥委託先名		株式会社ミラボ						
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[再委託しない]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>						
	⑧再委託の許諾方法							
	⑨再委託事項							
委託事項6~10								
委託事項11~15								
委託事項16~20								

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている () 件 <input checked="" type="radio"/> 移転を行っている (1) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	
提供先2~5	
提供先6~10	
提供先11~15	
提供先16~20	
移転先1	健康福祉局子ども未来部子ども政策課
①法令上の根拠	熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務
③移転する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[1万人以上10万人未満]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (同一システム(保健福祉システム ※予防接種管理システムを含む))</p>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
移転先2~5	
移転先6~10	
移転先11~15	
移転先16~20	

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※	<p><執務室における措置> 特定個人情報が記載された届出書等及び外部記録媒体については、施錠ができるキャビネット等に保管する。</p> <p><データセンターにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部侵入防止のための措置:外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ ・入退管理のための措置:ICカードと手のひら静脈認証による入退管理、要員所在管理システム ・不正持込・持出防止のための措置:生体認証ラック開閉管理、監視カメラ、持込機器の事前申請運用 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <p><国によるワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 																								
②保管期間	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">期間</td> <td colspan="10" style="padding: 5px;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"></td> <td colspan="10" style="padding: 5px;"> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない </td> </tr> </table>	期間		<選択肢>												1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない									
期間		<選択肢>																							
		1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない																							
③消去方法	その妥当性 予防接種法施行規則 第3条																								
④備考	<p><執務室における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管期間を経過した申請書・届出書等の特定個人情報(紙媒体)については、外部業者による裁断溶解処理を行い廃棄している。 ・外部記録媒体については、専用ソフトなどを用いて初期化する、又は物理的に破壊するなど情報資産が復元不可能な措置を講じ廃棄している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊により完全に消去する。 <p><国によるワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 <p>※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p>																								

7. 備考

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

予防接種履歴ファイル
<住民記録システム連動項目>
宛名番号
世帯情報
氏名情報
生年月日
性別
続柄

住民となった年月日 住民となった届出年月日

住民となった事由

住民区分(日本人、外国人)

世帯主情報

現住所情報

住所を定めた年月日 住所を定めた届出年月日

消除情報

外国人住民となった年月日(外国人住民のみ)

<予防接種履歴管理項目>

予防接種の種類

ワクチンのメーカー

予防接種の区分(法定・行政措置等)

接種した医療機関

接種した量

接種した日

請求のあった日

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

- ・個人番号
- ・宛名番号
- ・自治体コード
- ・接種券番号
- ・属性情報(氏名、生年月日、性別)
- ・接種状況(実施/未実施)
- ・接種回
- ・接種日
- ・ワクチンメーカー
- ・ロット番号
- ・ワクチン種類(※)
- ・製品名(※)
- ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)
- ・証明書ID(※)
- ・証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名 予防接種履歴ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	
	<p><運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種を受付する委託医療機関において、身分証明書等の確認を実施し、対象者以外の情報を入手することがないようにしている。 <p><システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託医療機関から提出された予診票の情報を予防接種管理システムに取込む際、予診票に記載された識別番号(健管番号)、生年月日等とシステム内の4情報及び住民票関係情報を突合し、適正な情報のみを取込む。 ・府内連携システムでの連携は、業務に必要な対象者に限定した情報取得となるよう、保健福祉システムの連携機能において担保している。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p><運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種記録の申請においても、様式を定めることにより、不必要的情報の入手の防止に努めている。 <p><システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム全体として必要な項目のみを連携しており、ユーザごとの権限付与により、必要のない項目へのアクセスを制限し、必要な情報以外を入手することを防止している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>＜運用における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスワクチン予防接種証明書発行時を除き、マイナンバーの提供を受けた上で、接種記録照会をおこなっていない。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手るのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 <p>＜システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種管理システムのアクセスについては、個人別のユーザー管理をおこなっている。 ・アクセスした際には処理事由によってアクセスログに残された内容から処理目的を認識できる。 ・予防接種管理システムを操作する職員については、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施している。 <p>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを操作する職員については、職員証とパスワードによる二要素認証を実施している。 <p>＜国によるワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人から個人番号の提供を受ける場合には、個人番号カードや通知カードの提示を受ける。また、本人確認を行う際は、番号法第16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受ける。なお、受けた申請書等については、4情報を確認することで入手する情報の正確性を担保する。 ・他区市町村等、本人以外から個人番号の提供を受ける際は、情報提供元が本人に対して個人番号及び4情報を正しいことを確認する。 ・委託医療機関、他自治体から入手する予防接種情報は、予防接種予診票に記載された特定個人情報に基づき、市の予防接種管理システムで突合・確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国等から示される事務処理要領等を参考に事務処理対象者の個人番号カード等の提示を受け、本人確認及び個人番号の確認を行う。 ・入手した特定個人情報について、保持している特定個人情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。 ・個人番号カードの提示が無い場合には、運転免許証の提示等により得られた本人確認情報とシステムによって確認する本人確認情報との対応付けを行い、個人番号が本人のものであることを担保する。 ・住民登録外者の場合は、住民基本台帳ネットワークを通して住民登録地である自治体へ個人番号を照会し、本人確認情報との対応付けを行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口での聴聞や添付書類との整合性から正確性を担保する。 ・情報の入力、削除、訂正を行う場合には処理者と点検者を別にし、二重チェックを行うことで正確性を担保する。 ・正確性に疑義が生じた場合は、予防接種法及び同施行令等に基づき、適宜調査を行い、必要に応じてデータを修正することで正確性を担保する。 ・入手した特定個人情報について、保持している特定個人情報と突合を行い、正確性を担保する。

その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>特定個人情報の入手に関しては、次の点について職員等に対する教育を徹底する。</p> <p>【紙媒体に対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報を記録した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理等を行い、漏えい・紛失を防止する。 紙媒体を窓口で受け取り後、事務処理が完了したら、速やかに保管場所で管理するよう徹底する。 <p>【電子データに対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報が記録された電子データについては、電磁的記録媒体を極力用いないこととし、記録媒体を使用する場合は定められた記録媒体・端末でのみ作業することとする。事務が完了したら速やかに記録媒体から電子データを消去する。 電子データによる特定個人情報の入手は、インターネットにつながるネットワークではなく、限定された回線（入手元のみをつなぎだ専用線で、府内に閉じたネットワークなど）を用いる。 システム端末等のディスプレイは来庁者から見えない場所に設置するとともに、のぞき見防止フィルターを装着している。 <p><国によるワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>			
<ul style="list-style-type: none"> 入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して本市が指定する管理者から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。 			
3. 特定個人情報の使用			
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 予防接種履歴情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。 個人番号利用業務以外または個人番号を必要としない業務では、個人番号が含まれない画面表示とする。 団体内統合宛名システムへは、権限のない者の接続を認めない。 		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 予防接種管理システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は必要となる情報のみに制限し、必要な情報との紐付けは行われないよう制限する。 予防接種管理システムには、予防接種業務に関係のない情報を保有しない。 <p><国によるワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 接種会場等では、接種券番号の読み取り端末（タブレット端末）からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。 		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定している。 ・職員証とパスワードによる二要素認証を行っている。 ・ログイン中のIDを利用しての別端末からのログインを制限している。 ・人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかに失効処理を行う。 ・パスワードについては、180日以内に変更することを義務付けている。 <p><国によるワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザーID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDは、本市が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。 		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	<p>(1)発行管理 人事異動があった場合や権限変更があった場合には書面にて決裁しシステムに反映させている。</p> <p>(2)失効管理 人事異動及び退職等で権限がなくなった場合には書面にて決裁しシステムに反映させている。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDに付与されるアクセス権限は、本市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。</p> <p>本市が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザーIDを失効させる。</p> <p>やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動／退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。</p>		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・端末操作資格者のアクセス権限表を作成している。 ・共用IDは発効せず、個人に対してユーザーIDを発行する。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDに付与されるアクセス権限は、本市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。</p> <p>本市が指定する管理者は、定期的にユーザーID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザーIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。</p>		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	<p>端末から参照、更新した場合のアクセスログ及び操作履歴を記録し保管する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録項目：処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、4情報を記録する。 <p><国によるワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ隨時に確認する。</p>		

その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ひとりで同時に複数の端末にログインできないようシステム制御している。 自分の職員証・パスワードで他人が端末操作できないよう対策を講じている。(職員証を他の職員へ渡さない、パスワードを付箋等に記載して貼らない、他の職員に自分の職員証・パスワードでログインさせない。) 			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：従業者が事務外で使用するリスク				
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。 アクセスログを取得し、不正利用された場合にログの追跡を可能とする。またアクセスログの解析を定期的に実施し、必要に応じて確認を行う。 本市内部で承認を得た研修計画に基づき実施する情報セキュリティ研修等を通して、特定個人情報の業務外利用の禁止や漏洩時の罰則、アクセスログが確実に記録されていること等について、従業者に周知徹底する。 			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク				
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 業務端末には特定個人情報ファイルが保存されない仕組みとなっている。 予防接種管理システム等のシステムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持ったシステム管理者のみがアクセスできる。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 住民基本台帳システムや予防接種管理システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。 管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				
<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があつた場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 <p><国による新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>				

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

- 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
- 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
- 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
- 委託契約終了後の不正な使用等のリスク
- 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認		<ul style="list-style-type: none"> ・委託先を選定する際にプライバシーマーク又はISMSの認証資格を確認している。 ・委託先を選定する際に、委託先にて個人情報保護に関する規定や体制の整備、人的安全管理措置、技術的安全管理措置の3つがとられているか確認している。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。</p> <p>なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限		<p>[制限している] <選択肢></p> <p>1) 制限している 2) 制限していない</p>		
具体的な制限方法		<ul style="list-style-type: none"> ・運用に必要な最小限の従業者にのみ閲覧・更新権限を付与するように制限している。 		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録		<p>[記録を残している] <選択肢></p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>		
具体的な方法		<p>作業端末へのログイン記録やシステム保守における作業記録を残している。</p>		
特定個人情報の提供ルール		<p>[定めている] <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>		
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書において、個人情報データの目的外使用や複写等及び第三者への提供を禁止している。 ・ルール遵守の確認方法については、委託契約の報告条項に基づき、月に1回特定個人情報の取り扱いについて書面にて報告させ、必要があれば、本市職員が現地調査することも可能とする。 		
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		<p>委託契約書において、以下の事項を義務づけている。</p> <p>(1)受託者は、委託者及び受託者間の個人情報データの受渡しに関しては、委託者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、委託者に預り証を提出しなければならないこと。</p> <p>(2)受託者は、業務の終了により、受託者において不要となった個人情報データについては、遅延なく委託者に返還及び消去しなければならないこと。</p>		
特定個人情報の消去ルール		<p>[定めている] <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>		
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書において、以下の事項を義務づけている。 (1)受託者は、業務において利用する個人情報データを消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定期日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならないこと。 (2)受託者は、個人情報データの消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならないこと。 (3)受託者は、業務において利用する個人情報データを廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならないこと。 (4)受託者は、個人情報データの消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により委託者に対して報告しなければならないこと。 ・ルール遵守の確認方法については、委託契約の報告条項に基づき、特定個人情報ファイルの取扱いについて書面にて報告を受ける。必要があれば、本市職員が現地調査することが可能。 		

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・熊本市個人情報保護条例、熊本市情報セキュリティ基本方針、熊本市情報セキュリティ対策基準等の遵守に関する事項 ・秘密の保持に関する事項 ・情報の適正管理に関する事項 ・個人情報収集の制限に関する事項 ・目的外の利用又は提供の禁止に関する事項 ・個人情報が記録された資料等の複写等の禁止に関する事項 ・再委託の禁止に関する事項(ただし、発注者の書面による承諾を得た場合を除く。) ・作業場所の指定等に関する事項 ・資料等の運搬にあたっての安全確保に関する事項 ・契約終了後の資料等の返還等に関する事項 ・事故発生時における報告等に関する事項 ・個人情報の取り扱い等についての検査等の実施に関する事項 ・委託契約書の遵守状況について、報告を求める規定 ・委託先に対して、実地監査、調査等を求めることができる規定
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託先と同様の措置を義務付けている。
その他の措置の内容		<p>委託契約書において、以下の事項を義務づけている。</p> <p>(1)受託者は、委託者及び受託者間の個人情報データの受渡しに関しては、委託者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、委託者に預り証を提出しなければならないこと。</p> <p>(2)受託者は、業務の終了により、受託者において不要となった個人情報データについては、遅延なく委託者に返還及び消去しなければならないこと。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・提供・移転方法が府内連携システム、システムの画面参照、電子記録媒体又は紙の場合、連携時のログ、アクセスログ、電子記録媒体使用ログ、印刷ログにより記録を確認できる。 ・提供・移転方法が府内連携システム、システムの画面参照、電子記録媒体又は紙の場合、データ使用承認願を提出させ、申請書類を5年間保存する。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	府内連携システム、システムの画面参照、電子記録媒体、紙での提供・移転は、当課にデータ使用承認願を提出させ、データの使用根拠、使用目的、使用条件、使用期間と使用データを詳細に確認し、番号法及び熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例により認められた場合のみ、特定個人情報の提供・移転を許可する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・府内連携システムによるシステム連携時のログ、アクセスログを記録しチェックできる仕組みにする（システムの画面参照も同様）。 ・電子記録媒体や紙で提供・移転する場合は、提供・移転を申請する者の本人確認及び提供・移転に係る根拠法令を明示させ行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人番号を含む宛名情報については、既存住基システムより随時異動データを連携することにより、最新化する。また、既存住基システムとの整合処理を定期的に実施する。 ・予防接種に関する届出等があった都度、遅滞なく入力・修正・削除を行い、情報を常に最新の状態に保つ。 ・電子記録媒体で提供・移転する場合は、データを暗号化し渡す。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<国によるワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。		
	(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		

リスクへの対策は十分か

- [十分である] <選択肢>
 1) 特に力を入れている 2) 十分である
 3) 課題が残されている

リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か

[十分である] <選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である
3) 課題が残されている

リスク5：不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク6：不適切な方法で提供されるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>3) 課題が残されている</p> <p>2) 十分である</p>

リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>3) 課題が残されている</p> <p>2) 十分である</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>
--

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群 ②安全管理体制 ③安全管理規程 ④安全管理体制・規程の職員への周知 ⑤物理的対策	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	<p>＜執務室における措置＞ 届出書・外部記録媒体等については次のルール等を設けて安全管理措置を講じている。 ・持ち帰りの禁止 ・鍵のついたキャビネット等への保管 (キャビネット等の鍵は管理者を定め保管し開閉する。) ・私物等の外部記録媒体の使用禁止</p> <p>＜データセンターにおける措置＞ ・外部侵入防止のための措置:外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ ・入退管理のための措置:ICカードと手のひら静脈認証による入退管理、要員所在管理システム ・不正持込・持出防止のための措置:生体認証ラック開閉管理、監視カメラ、持込機器の事前申請運用</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう警備員などにより確認している。</p> <p>＜国によるワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p>	

⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p><データセンターにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正プログラム対策 コンピュータウイルス対策ソフトを使用し、サーバ・端末ともにウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・不正アクセス対策 ファイアウォールを設置し、不正な外部からのアクセスについて遮断する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><国によるワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		

⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の特定個人情報は、生存する個人の特定個人情報と分けて管理しないため、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の特定個人情報ファイルと同様の管理を行う。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を含む宛名情報については、既存住基システムより随時異動データを連携することにより、最新化する。また、既存住基システムとの整合処理を定期的に実施する。 ・予防接種に関する届出等があった都度、遅滞なく入力・修正・削除を行い、情報を常に最新の状態に保つ。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ・紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについて溶解処理を行う。 	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

IV その他のリスク対策

1. 監査

①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	<p>本市内部で承認を得た実施計画に基づき、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容通りの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	<p><内部監査> 本市内部で承認を得た実施計画に基づき、住民基本台帳ネットワークシステム等を利用する部署において以下の観点について自己診断を行わせるとともに、関係する部署で構成する監査担当により、他の利用部署や検索部署等の実地監査も併せて実施し、監査結果を踏まえ体制や規定を改善する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する組織的安全管理措置(組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用など) ・個人情報保護に関する人的安全管理措置(事務取扱担当者の監督、教育など) ・個人情報保護に関する物理的安全管理措置(取扱い区域の管理、機器の盗難防止など) ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置(アクセス制限、情報漏えい等の防止など) <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、年に複数回庁内で行われる個人情報保護等に係る情報セキュリティに関する研修(オンライン)の受講を義務付けているとともに、定期的に個人情報保護関連法規について周知を行っている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。特定個人情報に係る業務を行う場合は、契約締結後業務開始前に研修を行い、受講者一覧を提出させている。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規定等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び隨時(新規要員着任時)実施することとしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	

3. その他のリスク対策

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞

デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	熊本市総務局行政管理部法制課情報公開窓口 〒860-8601 熊本中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2059
②請求方法	所定の請求書に必要事項を記入し情報公開窓口に提出する。 請求書には、本人であることを証する身分証明書等が必要
特記事項	—
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法：閲覧無料。写しの交付の場合、交付に要する費用を負担)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	
公表場所	
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	熊本市健康福祉局保健衛生部感染症対策課 〒862-0971 熊本中央区大江5丁目1-1 電話096-364-3189
②対応方法	問合せ受付時に受付票を作成し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年1月13日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	熊本市パブリックコメント実施要綱に基づき、パブリックコメントによる意見聴取を実施。実施に際しては、市ホームページ等で公開し、広く市民の意見を聴取する。
②実施日・期間	令和4年7月1日から令和4年8月1日
③期間を短縮する特段の理由	期間短縮なし
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	(意見なしのため)反映なし
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	熊本市情報公開・個人情報保護審議会内の特定個人情報保護評価専門部会において、第三者点検実施
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月26日	I 2 システム1 ②システムの機能	<p>【1.個人台帳】 個人情報を検索し、情報参照・更新する。</p> <p>【2.帳票印刷】 条件を指定することにより、該当するデータを帳票に出力する。</p> <p>【3.イベント作成/修正】 予防接種のイベントの管理をする。</p> <p>【4.イベント予約者登録】 各イベントに対し予約者の住民を登録する。</p> <p>【5.イベント参加者登録】 各イベントに対し、参加者の住民を登録する。</p> <p>【6.スタッフ従事予定登録】 イベントに従事予定のスタッフを登録する。</p> <p>【7.スタッフ参加実績登録】 イベントへの参加実績者の登録をする。</p> <p>【8.データ出力】 各種データ出力ファイルを作成する。</p> <p>【9.イメージ管理】 イメージ管理を行う。(OCR画像の読み込み、OCR画像の登録、登録した画像の削除)</p> <p>【10.簡易統計】 任意の条件で統計を行い、グラフ表示や統計表を作成する。</p> <p>【11.接種結果登録】 予防接種の状況を個人台帳に登録する。</p> <p>【12.未接種者データ出力】 予防接種の対象者をCSV出力する。</p> <p>【13.予診票の交付】 ・住基情報及び過去の接種履歴を用いて予診票の作成・発行処理を行う。</p> <p>【14.接種勧奨】 ・過去の接種履歴等から未接種者への接種勧奨を行うための宛名ラベル等を出力する機能。</p> <p>【15.住基等異動情報の連携】 ・住基情報の各異動データの連携処理を行 い、接種対象者の情報の正確性を保つ機能</p>	<p>【1.総合検索】 個人情報を検索し、情報参照・更新する。</p> <p>【2.画面登録】 予防接種の接種情報を個人台帳に登録する。</p> <p>【3.未接種者データ出力】 予防接種の対象者をCSV出力する。</p> <p>【4.OCR】 予診票に記入された情報の読込、編集(修正・削除)、登録を行う。</p> <p>【5.帳票印刷】 条件を指定することにより、該当するデータを帳票に出力する。</p> <p>【6.簡易統計】 任意の条件で統計を行い、グラフ表示や統計表を作成する。</p> <p>【7.データ出力】 任意の条件を設定し、各種データ出力ファイルを作成する。</p> <p>【8.予診票の交付】 住基情報及び過去の接種履歴を用いて予診票の作成・発行処理を行う。</p> <p>【9.接種勧奨】 過去の接種履歴等から未接種者への接種勧奨を行うための宛名ラベル等を出力する機能。</p> <p>【10.住基等異動情報の連携】 住基情報の各異動データの連携処理を行い、接種対象者の情報の正確性を保つ機能。</p>	事後	システム更改に伴う内容修正であり、重要な変更にはあたらない。
	I 2 システム1 ③他のシステムとの接続	府内連携システム	府内連携システム、その他(母子保健システム(同一システム))	事後	システム更改に伴う内容修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和4年9月26日	I 2 システム5 ②システムの機能	<p>・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録</p> <p>・接種記録の管理</p> <p>・転出/死亡時等のフラグ設定</p> <p>・他市区町村への接種記録の照会・提供</p> <p>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会</p>	<p>・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録</p> <p>・接種記録の管理</p> <p>・転出/死亡時等のフラグ設定</p> <p>・他市区町村への接種記録の照会・提供</p> <p>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会</p> <p>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施</p> <p>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和4年9月26日	(別添1)事務の内容	(右記の追加・変更)	<p>・予防接種証明書の電子交付アプリ(VRSの一機能)を利用した接種証明書の電子申請受付・電子交付を追記する。(緑の点線部分)</p> <p>・「(他市町村からの照会に応じて接種記録を提供)の部分を特定個人情報の流れに変更(個人番号による照会について)」</p> <p>・予防接種証明書のコンビニエンスストア等での自動交付を追記する。(橙の点線部分)</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和4年9月26日	II 3 ②入手方法	紙、府内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	紙、府内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(ワクチン接種記録システム(VRS)、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和4年9月26日	II 3 ③入手の時期・頻度	<p>1 識別情報:隨時(変更時等) 2 連絡先等情報:隨時(変更時等) 3 業務関係情報 ・健康・医療関係情報:隨時(予防接種実施時点) ・地方税関係情報、健康・医療関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報:隨時(健康被害に係る給付の申請時点) ・地方税関係情報:隨時(市民税の課税状況調査に関する同意書提出時点) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 (転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ) ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度</p>	<p>1 識別情報:隨時(変更時等) 2 連絡先等情報:隨時(変更時等) 3 業務関係情報 ・健康・医療関係情報:随时(予防接種実施時点) ・地方税関係情報、健康・医療関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報:随时(健康被害に係る給付の申請時点) ・地方税関係情報:随时(市民税の課税状況調査に関する同意書提出時点) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月26日	II 3 ④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種履歴の管理を適正に行うために、予防接種の実施に係る情報収集を行う必要がある。 ・健康被害に係る給付を適正に行うために、保険給付の支給及び障害基礎年金の支給等に係る情報が必要である。 ・予防接種の実費の徴収を適正に行うために、地方税関係情報の確認が必要である。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があつた場合のみ入手する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種履歴の管理を適正に行うために、予防接種の実施に係る情報収集を行う必要がある。 ・健康被害に係る給付を適正に行うために、保険給付の支給及び障害基礎年金の支給等に係る情報が必要である。 ・予防接種の実費の徴収を適正に行うために、地方税関係情報の確認が必要である。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があつた場合のみ入手する。 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和4年9月26日	II 3 ⑤本人への明示	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和4年9月26日	II 3 ⑧使用方法	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会とともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和4年9月26日	II 3 ⑧使用方法 情報の突合	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <p>本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。</p> <p>(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。)</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <p>本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和4年9月26日	II 4 委託の有無	委託する 4件	委託する 5件	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和4年9月26日	II 4 委託事項1 ⑨再委託事項	職員からの問い合わせに対する一次受付、ジョブスケジューリング等のシステム運用作業補助等に業務を限定する。	職員からの問い合わせに対する二次受付での各種調査、ジョブスケジューリング等のシステム運用作業補助、保守対応におけるシステム改修作業等に業務を限定する。	事後	システム更改に伴う内容修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和4年9月26日	II 4 委託事項4	予防接種証明書の郵送請求及びシステム入力処理業務	予防接種証明書の交付及びシステム入力処理業務	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和4年9月26日	II 4 委託事項4 ①委託内容	予防接種証明書の郵送請求及びシステム入力処理業務	予防接種証明書の交付及びシステム入力処理業務	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和4年9月26日	II 4 委託事項4 ⑥委託先名	株式会社 エイジック 熊本オフィス	日本トータルテレマーケティング 株式会社	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和4年9月26日	II 4 委託事項5	(追加)	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和4年9月26日	II 4 委託事項5 ①委託内容	(追加)	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等※国が主体となって契約されており、本市はその契約を前提として、確認事項に同意しているものである	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和4年9月26日	II 4 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(追加)	特定個人情報ファイルの一部	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和4年9月26日	II 4 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(追加)	10万人以上100万人未満	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月26日	II 4 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(追加)	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和4年9月26日	II 4 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(追加)	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和4年9月26日	II 4 委託事項5 ③委託先における取扱者数	(追加)	10人以上50人未満	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和4年9月26日	II 4 委託事項5 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(追加)	その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和4年9月26日	II 4 委託事項5 ⑤委託先名の確認方法	(追加)	下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和4年9月26日	II 4 委託事項5 ⑥委託先名	(追加)	株式会社ミラボ	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和4年9月26日	II 4 委託事項5 ⑦再委託の有無	(追加)	再委託しない	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和4年9月26日	II 5 移転先1 ⑥移転方法	庁内連携システム	その他(同一システム(保健福祉システム ※予防接種管理システムを含む))	事後	システム更改に伴う内容修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和4年9月26日	II 6 ①保管場所	<データセンターにおける措置> ・外部侵入防止:監視カメラ ・入退管理:ICカード、入退室管理簿	<データセンターにおける措置> ・外部侵入防止のための措置:外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ ・入退管理のための措置:ICカードと手のひら静脈認証による入退管理、要員所在管理システム ・不正持込・持出防止のための措置:生体認証ラック開閉管理、監視カメラ、持込機器の事前申請運用	事後	システム更改に伴う内容修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和4年9月26日	II 6 ①保管場所	(追加)	<国によるワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和4年9月26日	II 6③消去方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	軽微な変更
令和4年9月26日	II 6③消去方法	(追加)	<国によるワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月26日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) <p>※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目/3回目/4回目/5回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) <p>※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和4年9月26日	III2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>	<p>①転入者本人からの個人番号の入手 本市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>②転出先市区町村からの個人番号の入手 本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p>	<p>①転入者本人からの個人番号の入手 本市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>②他市区町村からの個人番号の入手 本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和4年9月26日	III2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>	<p>③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>③転出元市区町村からの接種記録の入手 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、本市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があつた場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p><国によるワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和4年9月26日	III2 リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(追加)	<p><国によるワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和4年9月26日	III2 リスク2 リスクに対する措置の内容		<p><国によるワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市区町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	
令和4年9月26日	Ⅲ2 リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	(追加)	<国によるワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)	
令和4年9月26日	Ⅲ2 リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	(追加)	<国によるワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)	
令和4年9月26日	Ⅲ2 リスク4 リスクに対する措置の内容		<国によるワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	<国によるワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、 証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止策を実施する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和4年9月26日	Ⅲ3 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法		・予防接種管理システム等のシステムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、①預め登録した職員証をカードリーダーにかざし、PINコードを入力②個人毎に付与したユーザーIDおよびパスワードを入力することによりログイン認証を行う二要素認証を実施している。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・職員証とパスワードによる二要素認証を行っている。 <国によるワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないように、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるよう制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザーID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザー登録を事前申請した者に限定して発行される。	・システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定している。 ・職員証とパスワードによる二要素認証を行っている。 ・ログイン中のIDを利用しての別端末からのログインを制限している。 ・人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかに失効処理を行う。 ・パスワードについては、180日以内に変更することを義務付けている。 <国によるワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないように、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるよう制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザーID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザー登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	システム更改に伴う内容修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和4年9月26日	Ⅲ3 リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法		・人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかに失効処理を行う。 ・パスワードについては、180日以内に変更することを義務付けている。 <国によるワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザー登録を事前申請した者に限定して発行される。	(1)発行管理 人事異動があった場合や権限変更があった場合には書面にて決裁しシステムに反映させている。 (2)失効管理 人事異動及び退職等で権限がなくなった場合には書面にて決裁しシステムに反映させている。 <国によるワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザー登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	システム更改に伴う内容修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和4年9月26日	Ⅲ3 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法		人事異動や業務内容の変更等により、利用資格の登録状況に変更が生じたときは、情報政策課に利用資格の登録・削除・変更の届出を提出し、情報政策課は届出に基づき速やかにアクセス権限の発行・失効処理を行う。 <国によるワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザー登録を事前申請した者に限定して発行される。	・端末操作資格者のアクセス権限表を作成している。 ・共用IDは発効せず、個人に対してユーザーIDを発行する。 <国によるワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザー登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	システム更改に伴う内容修正であり、重要な変更にはあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月26日	III3 リスク2 その他の措置の内容	自分の職員証・パスワードで他人が端末操作できないよう対策を講じている。(職員証を他の職員へ渡さない、パスワードを付箋等に記載して貼らない、他の職員に自分の職員証・パスワードでログインさせない。)	・ひとりで同時に複数の端末にログインできないようシステム制御している。 ・自分の職員証・パスワードで他人が端末操作できないよう対策を講じている。(職員証を他の職員へ渡さない、パスワードを付箋等に記載して貼らない、他の職員に自分の職員証・パスワードでログインさせない。)	事後	システム更改に伴う内容修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和4年9月26日	III3 リスク3 リスクに対する措置の内容	・アクセスログを取得し、不正利用された場合にログの追跡を可能とする。またアクセスログの解析を定期的に実施し、必要に応じて確認を行う。 ・本市内部で承認を得た研修計画に基づき実施する情報セキュリティ研修等を通して、特定個人情報の業務外利用の禁止や漏洩時の罰則、アクセスログが確実に記録されていること等について、従業者に周知徹底する。	・特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。 ・アクセスログを取得し、不正利用された場合にログの追跡を可能とする。またアクセスログの解析を定期的に実施し、必要に応じて確認を行う。 ・本市内部で承認を得た研修計画に基づき実施する情報セキュリティ研修等を通して、特定個人情報の業務外利用の禁止や漏洩時の罰則、アクセスログが確実に記録されていること等について、従業者に周知徹底する。	事後	システム更改に伴う内容修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和4年9月26日	III3 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 <国による新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 <国による新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和4年9月26日	III4 情報保護管理体制の確認	・委託先を選定する際にプライバシーマークの認定を確認している。 ・委託先を選定する際に、委託先にて個人情報保護に関する規定や体制の整備、人的安全管理措置、技術的安全管理措置の3つがとられているか確認している。	・委託先を選定する際にプライバシーマーク又はISMSの認証資格を確認している。 ・委託先を選定する際に、委託先にて個人情報保護に関する規定や体制の整備、人的安全管理措置、技術的安全管理措置の3つがとられているか確認している。	事後	システム更改に伴う内容修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和4年9月26日	III4 情報保護管理体制の確認	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付閲連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付閲連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和4年9月26日	III5 リスク2 リスクに対する措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和4年9月26日	III5 リスク3 リスクに対する措置の内容	<国によるワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。	<国によるワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月26日	III5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<国によるワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	<国によるワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、本市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和4年9月26日	III6 リスク2 リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	軽微な変更
令和4年9月26日	III6 リスク3 リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	軽微な変更
令和4年9月26日	III7 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<データセンターにおける措置> ①外部侵入防止:監視カメラ ②入退管理:ICカード、入退室管理簿	<データセンターにおける措置> ・外部侵入防止のための措置:外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ ・入退管理のための措置:ICカードと手のひら静脈認証による入退管理、要員所在管理システム ・不正持込・持出防止のための措置:生体認証ラック開閉管理、監視カメラ、持込機器の事前申請運用	事後	システム更改に伴う内容修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和4年9月26日	III7 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(追加)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和4年9月26日	IV1 ①自己点検 具体的なチェック方法	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月26日	IV 1 ②監査 具体的な内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナワイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナワイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和4年9月26日	IV 2 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナワイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナワイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和4年9月26日	IV 3 その他のリスク対策	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナワイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナワイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとができる体制を構築する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和5年1月13日	I 1 ②事務の内容	(右記を追加)	<公金受取口座情報の照会・取得> 予防接種を原因とする健康被害の対象者に対し医療費・医療手当・障害児養育年金・障害年金・死亡した場合の補償・葬祭料・介護加算の給付を行際、公的給付支給等口座(以下「公金受取口座」という。)の利用申請があつた場合、本人の同意の上で調査する。	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出。
令和5年1月13日	II 3 ①入手元	()行政機関・独立行政法人等()	(○)行政機関・独立行政法人等(デジタル庁)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出。
令和5年1月13日	II 3 ⑧使用方法	(右記を追加)	⑥公金受取口座情報の取得:公金受取口座の利用申請があつた場合、公金受取口座情報を照会・取得する。	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出。
令和5年1月13日	II 3 ⑧使用方法 情報の突合	・被接種者本人又は保護者等からの申請に基づき、申請に係る事実についての審査のため、システム内の4情報及び住民票関係情報とシステム内の接種記録を突合する。また、保険の適用状況や手当・年金等の支給については、府内連携システムや情報提供ネットワークシステムを介して得た医療に関する給付の支給に関する情報や手当等の支給に関する情報と突合する。【⑤】	・被接種者本人又は保護者等からの申請に基づき、申請に係る事実についての審査のため、システム内の4情報及び住民票関係情報とシステム内の接種記録を突合する。また、保険の適用状況や手当・年金等の支給・公金受取口座情報については、府内連携システムや情報提供ネットワークシステムを介して得た医療に関する給付の支給に関する情報や手当等の支給に関する情報と突合する。【⑤・⑥】	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出。
令和5年3月15日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目/3回目/4回目/5回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回 ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	事後	他の项目的変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月15日	III 2 特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して本署が指定する管理者から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して本署が指定する管理者から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月15日	III 3 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	<国によるワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	<国によるワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、本市が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない
令和5年3月15日	III 3 リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	<国によるワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、本市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 ・本市が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 ・やむを得ず、複数の職員が共用するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動・退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない
令和5年3月15日	III 3 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	<国によるワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、本市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 ・本市が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない
令和5年3月15日	III 3 リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	<国によるワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	<国によるワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ隨時に確認する。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない
令和5年3月15日	VII 1.基礎項目評価 ①実施日	令和3年8月10日	令和5年1月13日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年9月25日	II 5 提供・移転の有無	650,000件	1件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年9月25日	II 6 ②保管期間 その妥当性	予防接種法施行令 第6条の2	予防接種法施行規則 第3条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月18日	I 1 ②事務の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・予防接種の実施後に接種記録等の登録、管理を行う。	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
令和6年3月18日	I 2 システム5 ②システムの機能	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
令和6年3月18日	I 5 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第1の10の項、93の2の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項、別表第1の10の項、93の2の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
令和6年3月18日	(別添1)事務内容	(右記の変更・削除)	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防会接種事務の内容について、アリ・コンビニでの接種証明書発行部分を削除	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月18日	II 3 ②入手方法	紙、府内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他（ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム）	紙、府内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他（ワクチン接種記録システム（VRS））	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
令和6年3月18日	II 3 ③入手の時期・頻度	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があつた場合であつて接種記録の照会が必要になる都度	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があつた場合であつて接種記録の照会が必要になる都度	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
令和6年3月18日	II 3 ④入手に係る妥当性	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受けるのみ入手する。（番号法第19条第16号） ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。（番号法第19条第16号） ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があつた場合のみ入手する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があつた場合のみ入手する。	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
令和6年3月18日	II 3 ⑤本人への明示	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・本市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
令和6年3月18日	II 3 ⑧使用方法	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するため特定個人情報を使用する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
令和6年3月18日	II 3 ⑧情報の突合	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。	(削除)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
令和6年3月18日	II 4 委託事項5	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
令和6年3月18日	II 4 委託事項5 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等 ※国が主体となって契約されており、本市はその契約を前提として、確認事項に同意しているものである	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等 ※国が主体となって契約されており、本市はその契約を前提として、確認事項に同意しているものである	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
令和6年3月18日	II 4 委託事項5 ②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のため取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム（VRS）を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
令和6年3月18日	II 4 委託事項5 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	その他（LG-WAN回線を用いた提供（VRS本体、コンビニ交付関連機能）、本人からの電子交付アプリを用いた提供（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能））	その他（LG-WAN回線を用いた提供（VRS本体）	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
令和6年3月18日	II 6 ①保管場所	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	(削除)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月18日	Ⅲ2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するため措置の内容	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①転入者本人からの個人番号の入手 本市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>②他市区町村からの個人番号の入手 本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>③転出元市区町村からの接種記録の入手 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、本市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月18日	III2 リスク4 リスクに対する措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	(削除)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
令和6年3月18日	III3 リスク4 特定個人情報の使用におけるその他リスク及びそのリスクに対する措置	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の場面に限定している。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
令和6年3月18日	III4 情報保護管理体制の確認	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ発行連携機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
令和6年3月18日	III5 リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	<国によるワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	(削除)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
令和6年3月18日	III5 リスク2 リスクに対する措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	(削除)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
令和6年3月18日	III5 リスク3 リスクに対する措置の内容	<国によるワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。	(削除)	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出

